

仙台市医療機関等物価高騰対策 支援事業補助金

Q & A

令和 8 年1月 21 日

【重要】

◆この補助金は、仙台市が医療機関等に物価高騰対策として支給するものです。

◆宮城県の補助金※とは別の補助金ですので、仙台市に申請する必要があります。

※令和7年度宮城県医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金

◆それぞれ別の補助金ですので、宮城県の補助金の受給による制限はありません。(宮城県と仙台市それぞれから補助金を受給することが可能です)

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

目 次

1. 補助金全般について 1

- Q1. 補助金の目的は。
- Q2. いくら交付されるのか。
- Q3. 宮城県で実施している「医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金」の申請を行ったが、仙台市の補助金も受給できるのか。
- Q4. 昨年度の補助金との変更点は。
- Q5. 補助金の用途制限は。

2. 交付対象施設について.....2

- Q6. 交付対象施設は。
- Q7. 令和7年10月2日以降に東北厚生局長からの指定を受けた、もしくは仙台市保健所長へ届出した場合、交付対象となるか。
- Q8. 休止中の施設は交付対象となるか。
- Q9. 廃止した施設は交付対象となるか。
- Q10. 施設は市内にあるものの運営主体が市内にない場合、交付対象となるか。
- Q11. 歯科診療所は交付対象か。

3. 申請について.....3

- Q12. 申請はどのように行えばよいか。
- Q13. 申請についての案内文書は送られてくるのか。
- Q14. 申請の際に、アカウント登録・ログインは必要なのか。
- Q15. 振込先口座の情報が分かる画像等を添付する必要があるのか。
- Q16. 申請ができたことの確認方法はあるのか。
- Q17. 申請完了後、申請内容の誤りに気づいた場合はどうすればよいか。
- Q18. 郵送や電子メールによる申請は可能か。
- Q19. 振込先口座に指定はあるか。
- Q20. 申請期間はいつまでか。
- Q21. 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるか。
- Q22. 交付はいつ頃か。

4. その他.....4

- Q23. 補助金の問い合わせ先は。

1. 補助金全般について

Q1. 補助金の目的は。

物価高騰の影響を受けている市内医療機関等を支援することで、市民に対して安定的に医療等を提供することが目的です。

Q2. いくら交付されるのか。

施設の種類や規模に応じて、補助単価を設定していますので、施設区分ごとに交付金額は異なります。(下表参照)

施設区分	補助単価
・病院(200床以上)	300万円(定額)
・病院(20～199床) ・有床診療所(7～19床)	1床あたり1万5千円
・有床診療所(1～6床) ・無床診療所	10万円(定額)
・薬局	5万円(定額)
・助産所	
・歯科技工所	
・施術所	

※ 病院及び診療所の補助額の算定の基礎となる病床数は令和7年10月1日時点での医療法上の許可病床数。

※ 同一の開設者が同一の所在地において、複数の届出を行っている施術所の場合は、一つの施術所とみなす。

Q3. 宮城県で実施している「医療機関等原油価格・物価高騰対策事業費補助金」の申請を行ったが、仙台市の補助金も受給できるのか。

交付対象施設の要件(Q6.をご覧ください)を満たしている施設については、宮城県からの補助金を受給している場合であっても、仙台市からの補助金を受給できます。

なお、宮城県の補助金の詳細については、宮城県のホームページ等でご確認ください。

Q4. 昨年度の補助金との変更点は。

交付対象施設について、新たに薬局、歯科技工所、施術所を追加しています。また、申請手法を書面申請から電子申請に変更しています。これらの変更に伴い申請に必要となる情報や手順が変更となっています。

Q5. 補助金の用途制限は。

医療機関等による市民への安定的な医療等の提供の確保を支援することが目的のため、用途制限はありません。

2. 交付対象施設について

Q6. 交付対象施設は。

次の4つの要件を満たす施設が対象となります。

(1) 令和7年10月1日時点で東北厚生局長から指定を受けている市内の病院、診療所、薬局。

同日時点で仙台市保健所長に届出がなされている助産所、歯科技工所、施術所。

(2) 申請案内通知日(令和8年1月21日)時点で休止または廃止をしていないこと。

ただし、廃止の理由が個人経営から法人経営への変更などであり、実質的に事業が継続している場合は、交付対象となる場合があります。交付対象となるか迷われる場合は事務局(Q23.をご覧ください)までお問合せください。

(3) 物価高騰の影響を受けていること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。

Q7. 令和7年10月2日以降に東北厚生局長からの指定を受けた、もしくは仙台市保健所長へ届出した場合、交付対象となるか。

令和7年10月1日が基準日となりますので、交付対象となりません。

Q8. 休止中の施設は交付対象となるか。

申請案内通知日(令和8年1月21日)時点で休止している施設は交付対象となりません。

Q9. 廃止した施設は交付対象となるか。

申請案内通知日(令和8年1月21日)時点で廃止している施設は交付対象となりません。

Q10. 施設は市内にあるものの運営主体が市内にない場合、交付対象となるか。

運営主体が市外であっても、市内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については対象となります。

Q11. 歯科診療所は交付対象か。

対象となります。

3. 申請について

Q12. 申請はどのように行えばよいか。

申請は、せんだいオンライン申請サービスから行ってください。

下記の URL または QR コードを使ってアクセスし、画面の案内に従って必要事項を入力し、申請してください。



【URL】 <https://logoform.jp/form/3PrJ/1339747>

Q13. 申請についての案内文書は送られてくるのか。

令和7年10月1日時点で東北厚生局長から指定を受けている市内の病院、診療所、薬局または同日時点で仙台市保健所長に届出がなされている助産所、歯科技工所、施術所(1月21時点で休止・廃止が明らかである施設を除く)に対し、1月21日(水)に本市から施設へ申請についての案内文書を発送いたします。

交付対象施設に該当するにも関わらず、1月30日(金)までに書類が届かない場合は事務局(Q23.をご覧ください)までお問い合わせください。

Q14. 申請の際に、アカウント登録・ログインは必要なのか。

アカウント登録やログインは必須ではありませんので、「申請へ進む」から次ページへ進んでいただいて構いません。

Q15. 振込先口座の情報が分かる画像等を添付する必要があるのか。

必要ありません。

Q16. 申請ができたことの確認方法はあるのか。

電子申請の入力が完了すると、受付番号が画面に表示されます。受付番号が表示されましたら、申請が市に届いていることとなります。

Q17. 申請完了後、申請内容の誤りに気づいた場合はどうすればよいか。

再度の申請は行わず、事務局(Q23.をご覧ください)までご連絡ください。

Q18. 郵送や電子メールによる申請は可能か。

郵送や電子メールでの申請は受け付けておりません。Q12.に記載の QR コードまたは URL より指定するせんだいオンライン申請サービスにより申請してください。

せんだいオンライン申請サービスによる申請ができない場合は、事務局(Q23.をご覧ください)

までお問い合わせください。

Q19. 振込先口座に指定はあるか。

法人運営の場合は法人口座、個人運営の場合は申請書の「代表者」名義の口座としてください。
法人運営施設の補助金を個人口座へ振り込むこと、個人運営施設の補助金を法人口座へ振り込むことはできません。

Q20. 申請期間はいつまでか。

申請締切日は令和8年2月20日(金)です。

Q21. 複数の施設を運営している場合、施設単位で交付を受けられるか。

交付対象となる施設単位で交付を受けられます。

ただし、複数の施設の申請をまとめて行うことはできませんので、施設ごとに申請を行っていただく必要がございます。

Q22. 交付はいつ頃か。

申請書の到達順に審査を行い、交付又は不交付の決定を行います。交付決定が行われた場合は、申請者に交付決定書兼交付額確定通知書を郵送(最短でも申請締切日の2月20日(金)の翌日以降の発送となります)し、申請時に通知された口座へ振込いたします。補助金の振込は交付決定から概ね1か月後となります。

4. その他

Q23. 補助金の問い合わせ先は。

問合先: ㊦980-8671

仙台市青葉区国分町3丁目7-1

仙台市医療機関等物価高騰対策支援事業補助金交付事務局

TEL: 022-214-8446

受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝を除く)

なお、申請に不備があった場合など、内容確認のために上記電話番号より連絡をする場合があります。